

事 務 連 絡
令和5年5月25日

 様

行政文書開示決定通知書の送付について

令和5年3月26日付及び令和5年3月29日付けで提出のありました行政文書開示請求書にかかる「行政文書開示決定通知書」及び「行政文書の開示の実施方法等申出書」を送付致します。

【東京航空局情報公開担当】
総務部総務課 専門官
TEL 03-5275-9292
(内線7121)

行政文書開示決定通知書

武内修二 殿

国土交通省
東京航空局長 藤田 礼子



令和5年3月26日付けで請求され、令和5年3月27日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ・東京国際空港周辺航空機騒音実態調査 (東京都・神奈川県・埼玉県) 報告書
- ・東京国際空港周辺航空機騒音実態調査 (千葉県) 報告書
- ・東京国際空港周辺航空機騒音実態調査 (東京都・神奈川県・埼玉県) 航空機騒音実態測定精査資料
- ・東京国際空港周辺航空機騒音実態調査 (千葉県) 航空機騒音実態測定精査資料
- ・東京国際空港周辺航空機騒音実態調査 特記仕様書

請求文書名：「東京国際空港周辺航空機騒音実態調査」(落札決定 令和4年6月28日)に係る成果物(報告書および参考資料等)および仕様書

2 不開示とした部分とその理由

- ・便名、機種、機体番号等を含む航空機騒音測定結果に関する一連の情報は、個別の法人の特定につながるおそれがあり、これを公にした場合、当該法人の今後の営業活動において、正当な利益が損なわれるおそれがあることから、法第5条第2号イの「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 写しの送付を希望する場合

◇下記の書類等を下記問い合わせ先まで、この通知書を受け取った日から30日以内に提出(郵送)してください。

1) 必要事項を記入した別添「行政文書の開示の実施方法等申出書」

2) 文書の郵送料(開示決定文書全ての郵送を希望した場合) :

定形外郵便 100gまで 140円分の郵便切手

※「行政文書の開示の実施方法等申出書」が到着した日から1週間後までに郵送する予定です。

(2) 開示実施手数料

行政文書の種類 ・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の 額(算定基準)	行政文書全体について 開示の実施を受けた場 合の基本額(a)	開示実施手数料 (b)
A4判文書 2,237枚	スキャナにより読 み取ってできた電 磁的記録をCD-Rに 複写したものの交 付	CD-R 1枚につき 100円に、当該文書 1枚ごとに10円を 加えた額	$100 + 2,237 \times 10$ =22,470円	$22,470 - 200$ =22,270円

※ 開示実施手数料(b)・・・開示決定文書全ての開示の実施を希望する場合の基本額(a)－控除額(請求時に納付された開示請求手数料200円)

【問い合わせ先】

国土交通省東京航空局総務課 専門官

〒102-0074

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

TEL:03-5275-9292 内線 7121